

日本赤十字東北看護大学・日本赤十字東北看護大学介護福祉短期大学部における  
コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画

改正 令和7年4月1日

啓発活動

コンプライアンス教育

対象者	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
全教職員	全教職員会議等において、最高管理責任者による啓発を行う		「不正防止ポスター」を掲示する	
	「教職員マニュアル」の配付および研究費使用に関するルールを周知する			
	「不正防止の啓発メールの配信」(不正行為防止の徹底について、研究不正事例の共有、内部監査結果報告など)(適宜)			
	研究倫理教育eラーニング(APRIN)の受講、文科省コンプライアンス教育用コンテンツの視聴など(適宜)			
研究者			(毎年度) ・「科研費説明会」において「科学研究費助成事業概要・当該年度科研費申請に関する変更点等」の説明に加え、「公的研究費に係るコンプライアンス」に関する説明を行う ・「コンプライアンス研修会」において「コンプライアンスと研究倫理」「研究費使用のルール」等の周知を行う など	
研究業務に関わる事務職員、新任事務職員	「新任教職員オリエンテーション」において「研究費使用に関するルール」等の説明を行う			「研究業務に関わる事務職員による意見交換」において「不正行為防止」「内部監査結果報告」などを行う
研究費から謝金、旅費等の支給を受ける学生等	公的研究費不正防止計画や教職員マニュアル等を活用して、臨時業務補助者に書面、口頭でルールの周知を図る。(雇用契約時)			

(備考)

- ・経営会議において、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定・見直し等にあたり、必要な議論を行う。
- ・内部監査や研究費執行手続き状況の把握などを通じて、必要に応じて教職員マニュアルの見直しを図る。
- ・科研費説明会とコンプライアンス研修を同時期に開催する。また、オンデマンド配信とし、一定の期間内であれば反復して受講が可能とする。